



2019年9月12日

各 位

会 社 名 ラクスル株式会社
 代表者名 代表取締役社長 CEO 松本 恭攝
 (コード：4384、東証第一部)
 問合せ先 取締役 CFO 永見 世央
 (TEL. 03-6629-4893)

監査等委員会設置会社への移行・役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年10月17日開催予定の第10回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2019年10月17日開催予定の第10回定時株主総会において、移行に必要な定款変更につきご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 役員の異動について

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者
 (2019年10月17日開催予定の第10回定時株主総会に付議)

氏 名	新 役 職	現 役 職
松本 恭攝	代表取締役社長CEO	代表取締役社長CEO
永見 世央	取締役CFO	取締役CFO
田部 正樹	取締役CMO	取締役CMO
福島 広造	取締役COO	取締役COO
泉 雄介	取締役CTO	取締役CTO
玉塚 元一	社外取締役	社外取締役
宮内 義彦	社外取締役	※（新任）

※新任取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の氏名及び現職

氏名 (生年月日)	現職
みやうち よしひこ 宮内 義彦 (1935年9月13日)	オリックス株式会社 シニア・チェアマン 株式会社 ACCESS 社外取締役 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社社外取締役 カルビー株式会社社外取締役

宮内義彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(2019年10月17日開催予定の第10回定時株主総会に付議)

氏名	新役職	現役職
森 尚美	社外取締役 監査等委員	社外監査役
琴坂 将広	社外取締役 監査等委員	社外監査役
宇都宮 純子	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 退任予定取締役

(2019年10月17日開催予定の第10回定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職
朝倉 祐介	社外取締役

(4) 退任予定監査役（監査等委員である取締役に就任するものを除く）

(2019年10月17日開催予定の第10回定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職
山田 啓之	社外監査役

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。併せて、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。また、事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2019年10月17日（予定）
定款一部変更の効力発生日 2019年10月17日（予定）

以上

当社定款新旧対象表

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (16) (条文省略)</p> <p>(17) 不動産の売買、交換、賃貸、管理、<u>運用及びそれらの代理、仲介、斡旋業</u></p> <p>(18) 物品の売買、交換、賃貸、管理、<u>運用及びそれらの代理、仲介、斡旋業</u></p> <p>(19) ～ (22) (条文省略)</p> <p>(23) 損害保険の代理業<u>および</u>生命保険の募集に関する業務</p> <p>(24) ～ (25) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>(26) ～ (28) (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (16) (現行どおり)</p> <p>(17) 不動産の売買、交換、賃貸、管理<u>及び</u>運用</p> <p>(18) <u>各種</u>物品の売買、交換、賃貸、管理<u>及び</u>運用</p> <p>(19) ～ (22) (現行どおり)</p> <p>(23) 損害保険の代理業<u>及び</u>生命保険の募集、代理<u>及び</u>仲立等に関する業務</p> <p>(24) ～ (25) (現行どおり)</p> <p>(26) <u>金融商品取引業、金融商品仲介業等の金融、証券関連事業</u></p> <p>(27) <u>一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業及び特定旅客自動車運送事業</u></p> <p>(28) <u>医療、介護、福祉、保育及び健康美容関連事業</u></p> <p>(29) <u>各種放送事業</u></p> <p>(30) <u>環境、エネルギー関連事業</u></p> <p>(31) <u>建築、土木、増改築、機械設備等の工事に関する企画、設計、管理、施工及び販売並びにそれらの請負に関連する事業</u></p> <p>(32) <u>一般及び産業廃棄物の収集、運搬、処理及び再生並びに再生品の販売及び輸出入に関連する事業</u></p> <p>(33) <u>農水畜産食品、酒類、タバコの開発、製造、加工及び販売に関連する事業</u></p> <p>(34) <u>前各号の業務に関する代理、仲介、媒介及び斡旋業</u></p> <p>(35) ～ (37) (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、8名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会</u><u>が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2 当社は取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は取締役(業務執行取締役等又は支配人その他の使用人である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第37条～第38条</u> （条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p><u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第40条</u> （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第41条～第44条</u> （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第32条～第33条</u> （現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p><u>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第35条</u> （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第36条～第39条</u> （現行どおり）</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>附則 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第10回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上